

一関地区広域行政組合職員の服務等に関する規程

平成18年8月1日

一関地区広域行政組合訓令第8号

改正 平成25年5月1日 訓令第1号

平成28年10月1日 訓令第3号

(趣旨)

第1条 一関地区広域行政組合の職員（以下「職員」という。）の服務に関しては、別に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(職員の服務)

第2条 職員の服務に関しては、次に掲げる訓令の例による。

- (1) 一関市職員の勤務時間に関する規程（平成17年一関市訓令第21号）
- (2) 一関市職員服務規程（平成17年一関市訓令第22号）
- (3) 一関市時間外勤務実施要領（平成17年一関市訓令第23号）
- (4) 一関市職員の休暇に係る電子決裁実施規程（平成23年一関市訓令第5号）

附 則

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日訓令第1号）

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日訓令第3号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。